
令和6年第3回 芦屋町議会定例会会議録（第3日）

令和6年9月10日（金曜日）

議 事 日 程（3）

令和6年9月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】（12名）

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	8番 貝掛 俊之	9番 妹川 征男
10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年	

【欠席議員】（1名）

7番 松岡 泉

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明

事業課長

横田和雄

【 傍 聴 者 数 】 5名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。ただいま出席議員は 11 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は昨日に引き続き一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 5 番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

皆様おはようございます。5 番、萩原です。通告に従いまして質問してまいります。

件名 1、南海トラフ地震の影響について。

8 月 8 日、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード 7.0、最大震度 6 弱の地震が発生いたしました。その後、気象庁は巨大地震の発生確率が普段より高まっていることから、29 都道府県 707 市町村に初めての南海トラフ地震臨時情報を発表しました。芦屋町はこの 707 の市町村に含まれていませんが、南海トラフ地震が発生した場合、町はどの程度の影響を受けるのか。そして今後の災害対策についても質問してまいりたいと思います。

要旨 1、南海トラフ地震が発生した場合、町はどの程度の震度や津波を想定しているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

内閣府が平成 24 年 8 月に報道発表した資料によると、南海トラフ地震が発生した場合、芦屋町で想定される震度は 4 から 5 弱とされています。津波については記載がありません。

また、福岡管区気象台が令和 6 年 1 月に行った報道機関向け勉強会の資料によると、芦屋町で想定される震度は 4 から 5 弱とされています。津波については福岡県及び佐賀県の日本海側には、津波注意報が発表されるとなっていることから、芦屋町も 0.2 メートル以上、1 メートル以下と想定すべきと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨2、被害想定についてお尋ねしてまいります。

南海トラフ地震が発生した場合、芦屋町では4から5弱の震度を想定しているということですが、一般的な被害想定で構いませんので、どの程度の影響を受けるとお考えかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

気象庁のホームページによると震度4はほとんどの人が驚く。電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。座りの悪い置物が倒れることがある。ような状況とされています。想定被害は建物や地盤・斜面等の被害は想定されていません。

震度5弱は大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類や本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。こういったような状況とされています。

想定被害につきましては、耐震性が低い木造住宅は壁などに軽微なひび割れ、亀裂が見られることがある。地盤は亀裂や液状化が生じることがある。斜面等は落石や崖崩れが発生することがあるとされています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

では今まで芦屋町ではどの程度の地震があったのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

今までの芦屋町の過去の大きな地震の状況について気象庁の震度データベースで調べたところ、2005年の3月と4月に福岡県の北西沖で発生した地震では、芦屋町はともに震度4でした。2016年4月に2日、14日と16日に熊本県の熊本地方で発生した地震では、芦屋町は震度3と4でした。2022年1月に宮崎県の日向灘で発生した地震では、芦屋町は震度3でした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

8月8日の宮崎県日向灘地震の際に、芦屋町では一旦サイレンが鳴ったかと思います。その後町からの情報提供など放送などはなかったと思いますが、住民の周知についてどのようにお考えをお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

この間の8月8日の地震、大地震ということで防災行政無線等が鳴りました。これを南海トラフ地震と関連づけた考え方でいきますと、芦屋町は707市町村が指定されている防災対策推進地域には指定されておりません。よって芦屋町はほぼ影響を受けづらいとされている地域とされていることから、現状では南海トラフ地震に関する町民への周知は行っておりません。

あの日もその後、テレビ等で報道がなされておりましたので、それを注視しているところではありました。それでもって、「サイレンが鳴ったけど、その後、芦屋町では被害がないですよ。」という住民周知は行っておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

芦屋町は707の市町村に入っていないため芦屋町は大丈夫と、町もそして多くの住民の方もテロップでも出ませんでしたので思われたのではないかと思います。しかし、もしも日向灘地震の後に南海トラフ地震が発生した場合、先ほども町の答弁でもありましたけど、震度4から5弱の地震が発生していたかもしれません。またそのことを知らない町民の方がほとんどではないでしょうか。

私も今回のことで、もしかしたら最悪、震度5弱の地震が発生したかもしれないということを聞いて、今回、皆さんがこれはちゃんと正しい情報として知っておくべきじゃないかなと思って取り上げたんですけども、今まで震度4以上の地震を経験したことがない町です。私はこんなときこそ、防災無線をせっかく付けたのですから活用して、いつ揺れに見舞われても身を守ることができるように注意喚起しておいてもよかったのではないかなと思っています。今後の課題として取り上げていただければと思っています。

要旨3、防災対策の強化について。

今年に入り、能登半島地震や日向灘地震などの大規模地震が頻発しています。このような状況を受け、9月4日福岡県は、日本一危険な断層と指摘される警固断層を含む4つの主要活断層について、再調査の補正予算案を発表されています。

芦屋町が最も影響を受ける西山断層、そこは調査の対象になっているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

県に確認しましたところ、県の調査対象に西山断層は含まれているということでございました。
以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

西山断層も調査対象になっているということで、今後注視が必要になってくるのかなと思います。
今後もしも南海トラフ地震が発生した場合、震度4から5弱を想定し、今まで芦屋町が体験したことの無い揺れが襲う可能性もあります。

町は、今回の日向灘地震の発生で南海トラフ地震の危険が高まったことをどのように捉えておられるのか、また、今後強化していきたいと思われる防災対策がございましたら、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

まず8月8日に日向灘で発生した地震につきましては、南海トラフ地震の想定震源域で発生したものであり、初めて南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表され、主に707市町村の防災対策推進地域に対して注意喚起が行われたところです。

その日、芦屋町では震度2でした。また防災対策推進地域には指定されておりませんが、地震発生をしたときには防災担当として、報道等もありましたので、この地震について重く受け止めて、職員への注意喚起をまず行いました。その後も情報収集に努めて、不測の事態に備えてきたところであります。

防災対策の強化につきましては、年2回の避難訓練を繰り返し実施していくことが何よりも重要と考えています。その中で強化すべき事項等については、調査・検討の上、取り入れていきたいと考えています。

また、大規模災害時では行政や消防機関の機能が麻痺する可能性があるため、自助・共助が重要になるということも繰り返し周知に努め、避難訓練にもその視点に立った内容を取り入れたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

大きな地震が発生した場合に、全て町が公助で支えていくというのは限界があると思います。しかしながら、その準備はしていただきたいと思います。

今、芦屋町の役場の職員さんが、町内に在住の方もそれほど多くはないのではないかと思います。何か大きな災害が発生した場合、夜間帯であればなかなか参集も難しいでしょう。そういったところも含めたところで、住民の方にも協力していただきながら、より実践的な避難訓練、今度、秋には地震の避難訓練も開催されると思いますので、その辺も考慮した避難訓練なんかも取り入れていただければいいかなと思います。

今後、自助・共助の取組をどう強化させていくのかがポイントになると思います。いつ起きてもおかしくない大地震に備え、まず各御家庭で備えていただくことが重要で、そのためには町に適切な正しい情報発信をしていただければと思っています。

他方で自力で避難できない方々、高齢者の方だったり、障害がある方々の支援というのが重要に今後なってくるのではないかと思います。

そこでお尋ねです。芦屋町の避難行動要支援者数と個別避難計画の作成数をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

避難行動要支援者の人数につきましては、所管課である福祉課に確認したところ、1, 970人とのことです。この内、個別避難計画策定の対象となる人数は493人とのことです。

なお、個別避難計画策定数は124人となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

要支援者1, 970人。個別の計画を策定しなければいけない方が493人。既に策定されている方が124人ということですね。まだまだ個別避難計画の作成を進めていただかなければいけないと思いますし、ここは地域の協力が必須ではないかなと思います。

1例ですが8月19日の報道によりますと、北九州市は避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進め、移動手段などがないため作成できないケースもあることから、民間の力を借りて避難の仕組みづくりを進めようと、介護施設の運営会社やタクシー会社などと協定を結んでお

られます。取組の本格的な実施は3年後をめどに今月から3か月間モデル調査が行われ、解決すべき問題などを検証するということです。このような他自治体の動向も注視しながら調査研究を進め、策定を進めていただきたいと思います。

そこで、個別避難計画の策定とか地域の共助の仕組みを今後どのように進めていかれるおつもりなのか、お伺いします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

個別避難計画の策定につきましては、市町村に努力義務化ということで課されておりまして、期限は一応、令和7年度末と聞いております。個別避難計画の策定を進めていくことにつきましては、今後、福祉課と協議を進めて取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

やはり個別避難計画の策定は、福祉の専門職の関わりとかが重要になってきますので、総務課と福祉課で協力しながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に芦屋町は災害の少ない町と多くの方が思われております。そのため、なかなか危機感が持てないのではないかと思います。しかし、各地で想定を上回る被害が頻発しております。聞いてなかった、知らなかったとならないよう、県も活断層の調査を発表しましたので、町民が正しい情報に基づいた行動がとれるよう、ぜひ町は危機感を持って防災対策に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に参ります。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

件名2、栗屋地区の交通安全対策について。

国道495号線栗屋公民館前の道路は見通しが悪く、交通量も増加しているため、危険を感じている住民も多くおられます。特に通学のため、栗屋公民館前の横断歩道を渡ってバス停に向かう小中学生がいることや、農耕用を含む車両が町道から国道495号線に出るには、左右とも見通しが悪く、安全の確保が困難となっており、低速で走行する農耕用車両においては「一か八か横断している。」との声もあります。このような状況は、本当に著しく危険な状況に栗屋地区はあ

ると思います。

そのため、本年２月、栗屋農事組合から町に対して、栗屋地区における農業耕作上の交通安全対策の要望書が提出されました。これを受け、３月に開催された芦屋町交通安全推進協議会では、自治区やＰＴＡ、老人会など地域の方々からヒアリングを実施することになりました。

そのような中６月７日、残念ながら国道４９５号線栗屋公民館前で交通死亡事故が発生しました。その後、地域計画を進める上で課題を抱える芦屋町農業委員会からも、農業振興や農業従事者の安全確保の要望書が提出されています。

昨日、松岡議員も栗屋区の交通安全対策について質問されました。重複する質問もありますが、農地が多くある栗屋地区の農業耕作上の安全対策の観点からも、私は芦屋地区の交通安全対策について質問してまいりたいと思います。

要旨１、栗屋地区の交通事故の発生状況についてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

令和６年６月に発生したトラックとスポーツカーの交通事故詳細について折尾警察署交通課に問い合わせたところ、回答がありましたので、そのまま読み上げます。「令和６年６月７日、午後２時前、芦屋町大字芦屋１１５５番地１先の左に湾曲する片側２車線道路において、普通乗用自動車が芦屋ボート方面から岡垣町糠塚方面に向けて進行中、対向車線に進入したため、対向車線を進行してきた大型貨物自動車と正面衝突し、普通乗用自動車の運転者がお亡くなりになった交通死亡事故であります。」とのことでした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 ５番 萩原 洋子君

今６月の死亡事故のお話をいただきましたが、あの場所で大きな事故が発生することはとても悲しいことですし、今後あのような大きな事故が発生しないよう交通安全対策を進めていかなければいけないと、今も再確認いたしました。

要旨２、国道４９５号線交通安全対策に係るアンケートをしていただきましたが、その結果についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

昨日の松岡議員への答弁の繰り返しになりますが、今一度簡潔に御説明いたします。

令和6年3月の芦屋町交通安全推進協議会で、栗屋農事組合から要望が提出されたことを受け、芦屋東小学校区育成会議でアンケートとヒアリングを実施しました。結果は、栗屋公民館付近を走行する自動車の信号無視とスピード超過により危険を感じるという意見が多数ありました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨3、今後の栗屋地区の交通安全対策についてお尋ねしてまいります。

アンケートの結果ではスピード超過、そして信号無視に対して危険を感じると回答した方が多く、8月20日に開催された芦屋町交通安全推進協議会でも、栗屋公民館前の信号機について意見交換されたのが議事録でも分かります。アンケートの中でも半感应信号機設置の要望もあっていますが、警察によると側道側の信号機については、半感应式、定周期式などを種類にかかわらず、道路構造上、現状の状況では設置できないとの回答があっている、となっております。この側道の道路構造上の課題の1つに、町道の幅員が基準を満たしていない点がございます。

そこで古い話になりますが、道路の拡幅についてお尋ねします。

実は、町は今から30年前の平成6年、1994年に国道495号線の合流部を交差点にするための道路改良計画として、町道栗屋・小鳥掛1号線拡幅工事基本設計を実施しています。その後、国道495号線の合流部の交差点改良に必要な当該地である農地を買収しましたが、この事業は未実施となっています。事業内容と未実施となった理由をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

議員お尋ねの事業についてですが、平成6年度に町道栗屋・小鳥掛1号線の基本設計を実施いたしました。この道路計画の一部として位置付けられた芦屋町大字芦屋字聖原1026番地を平成11年度に用地買収し、町有地といたしました。その後、他の関係する土地の取得が困難となったこともあり、事業の推進には至っておりません。

さらに事業の推進に至っていない理由として、計画時と現在とでは、交通状況、道路構造の基準等も大きく変化しております。現在の交通量は上下線でおおむね1日に2万台以上となっており、計画当時と比較しますと約2倍程度増加しております。これに併せて当時計画された国道と町道の接続する箇所は、国道の勾配が急なこと、それからカーブ付近の視認距離が確保できない

ことから安全の確保が困難であるため、さらなる事故の増加を否定できないと考えられ、当時の計画箇所での交差点改良は困難であるとのことから廃止となったものでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

町道栗屋・小鳥掛1号線拡幅工事については、現在の道路事情等を鑑み計画困難であるということとは理解しました。

では栗屋公民館前にあるカフェの横の道路改良を行って、あの場所を正規もしくは半感应式信号を設置するということとはできないのか、その点をお伺いします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、現在の押ボタン信号機については、通常の設定周期式信号や半感应式信号に変更することができません。この理由についてですが、今回改めて折尾警察署から見解をいただきましたので御説明します。

現在の押ボタン信号機を半感应式信号機に変更するためには、4点の必要条件を充足した上で信号柱等の増設を検討していく必要があります。

1点目は、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全に擦れ違うために、必要な車道の幅員が確保できること。

2点目は、歩行者が安全に横断待ちをするために、必要な滞留場所を確保できること。

3点目は、信号灯器を良好に確認できるように、信号柱を設置できること。

4点目は、その他交通量、隣接する信号機との距離ということです。

現在、町道側の道路は、自動車が安全に離合できる車道の幅員が確保できておらず、かつ歩行者が安全に横断待ちするための滞留場所も確保されていないことから、半感应式信号機に変更することはできません。また通常の設定周期式信号機についても、同じ条件を充足する必要がある、変更は困難です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

その点、もう一回確認させてください。今、私のほうは例えば側道のほうを道路改良して拡

幅した場合どうですかというお尋ねをしたんですけど、その点はこの４点の中に含まれていますか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

仮に町道の幅員を広げ、歩行者の滞留場所を確保したとしても、先ほど申し上げた４点の必要条件のうち１点目と２点目を充足しただけです。最後に申し上げた４点目のその他交通量、隣接する信号機との距離について条件を充足しておりません。

令和元年度にも、芦屋町から折尾警察署へ、栗屋公民館前の押しボタン式信号機を半感应式信号機へ、変更してほしい旨の要望書を提出しております。そしてこの要望書に対して、令和２年３月に折尾警察署から、半感应式信号機はそれぞれの交差した道路の交通量が多くなければ設置することができないとの回答を受けております。

現在の国道４９５号線の交通量は上下線でおおむね１日に２万台以上となっております。一方、交差する町道の交通量は決して多いとは言えない交通量であると認識しております。このため、４点目のその他交通量という条件を充足しておりません。そして、今後も交差する町道の交通量が急増する可能性はほぼあり得ないと考えられますので、栗屋公民館前の押しボタン式信号機を半感应式信号機に変更するのは困難と考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 ５番 萩原 洋子君

今の説明で側道を拡幅したとしても交通量が見込めないなどの３、４の条件を満たさないということでここも困難ということです。それでは道路管理者の県や警察が進めようとしている安全対策、町も含めてどういったものか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

こちらでも繰り返しの答弁になりますが、いま一度御説明させていただきます。

まず福岡県警察が進めている安全対策ですが、栗屋区内の国道４９５号線にある４か所の押しボタン式信号の黄色点滅について、点滅運用を解除しております。さらに、パトカー・白バイなどによる交通取締りを強化しております。そして福岡県北九州市整備事務所からは、速度抑制に効果的な対策であるドットライン設置事業を発注済みとの報告がっております。

そして芦屋町が進める対策ですが、まず啓発活動の実施です。毎年、春と秋に交通安全芦屋町民運動を実施しており、町内の主要交差点で早朝街頭指導を行ったり、広報車による巡回・PR活動を実施したりしております。

また不定期ではありますが、折尾警察署がスーパーの駐車場などでDJポリスによる広報を実施する際には、併せて啓発物資を配布するなど、交通安全対策の周知啓発に努めております。

次に要望活動の実施です。地元住民や地元自治区等の御意見・御要望を受け、案件によっては町から直接関係機関へ要望いたします。

また協議・検討を要する案件については、芦屋町交通安全推進協議会において議論し、その結果により協議会から関係機関へ要望してまいります。

その他、道路の安全設備などについては、今後、道路管理者など関係機関と調整してまいりますし、必要に応じて要望活動なども継続してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

いろいろ安全対策に取り組んでいただけたということですが、1点ちょっと確認したいんですけど、県のドットラインについて、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

国道495号線において、現在、岡垣町方面から芦屋町へ向かう上り線で、仕出屋さんから栗屋公民館手前までの道路2車線それぞれの両側の白線内側に、幅30センチのドットラインが合計4本、約100メートルにわたり引かれてあります。これと同様の形で、今度は逆方向、芦屋ボート方面から坂道を上る途中から旧木原酒店手前までの約200メートルでドットラインを引くそうです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今年6月に交通死亡事故が発生し、あの場所に住民の方も不安はさらに多くなっているんじゃないかと思います。ただいろいろ町も要望していきいますという話もいただけたんですけども、警察のほうももう既にパトロール強化してもらっているってことで、今度県もドットラインを引か

れるとのこととです。

この安全対策について、アンケートにあったスピード超過、信号無視、はみ出しですね。効果は発揮するのか、あと農耕用の車両が安全に側道から国道に出られるようになるのか、その点についてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、先ほど御説明した警察による取締り強化、これが1番実効性のある対策であると考えます。また、福岡県北九州県土整備事務所が実施するドットライン整備も速度抑制に効果的な対策であると説明を受けております。

加えて、芦屋町交通安全推進協議会で協議決定した関係機関への交通安全対策要望により、一定の効果を発揮できるものと捉えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

町は、県や警察の交通安全対策について効果はあるであろうと今、御答弁されましたけど、9月の初めに私、栗屋地区のあいさつ運動に伺いました。車で50キロで走行するとほとんどの車から追い抜かれるような状況です。

あと8月20日の芦屋町交通安全推進協議会で県はドットラインを引くことに対して、「少しは効果があるのではないか。」とあの時お話されました。既に死亡事故も発生している場所であり、県の言われる少しの効果で本当に良いのか、そこも含めて今後、検証を推進協議会の中でしていただきたいと思うのですが、その点について町はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

当然、評価は実施いたします。具体的には福岡県北九州県土整備事務所が路面にドットラインを引いてから、一定期間後に関係者からヒアリングを実施するなどして、その結果を芦屋町交通安全推進協議会に報告して評価するべきであると考えております。

またその後もPDCAサイクルにより、より改善できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

何度も申し上げますけども、今後検証した結果、期待していたほど効果が得られない場合、私は県や警察に対してさらに安全対策を要望していくようにしていただきたいと思います。町のほうも、何度も要望していかれるということですので、熱量をもってされると思うのでよろしくお願いいたします。

最後に、今回は栗屋公民館前の危険性について取り上げましたが、ほかにも495号線の栗屋地区には危険だなと感じる場所があります。その場所としては芦屋方面、ボートレース場のほうから岡垣に上るところで、カーブのところから木原商店に曲がる右折の車が多くて、私もあそこにお伺いしたときに後続車がスピードを上げてくるので、急にウインカーを上げたりして、少しあそこが危ないんじゃないかなと思いますし、またカーブから曲がるとすぐにバス停がございます。スピードを上げて上ってくると、すぐバス停があるというのも危険じゃないかなと思います。

あの場所は栗屋公民館前だけではなくて、ほかにも事故が発生しやすい環境があるのではないかなと思います。ぜひ今度、芦屋町交通安全推進協議会でも課題としてぜひ取り上げていただくよう要望いたします。

以上のことから私は、栗屋公民館前の信号のみならず、栗屋地区の交通安全対策は抜本的に行う必要があるのではないかと考えております。町のほうも今回大きな事故があったということで、かなり一生懸命にいただいているのは十分分かっております。今後も熱意を持って取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、件名3に移ります。

件名3、会計年度任用職員の処遇改善についてお尋ねしてまいります。

2020年4月、会計年度任用職員制度が始まり4年が経過しました。その間、国から様々な会計年度任用職員の処遇改善の通知が出されていますが、まだまだ改善されていないのが現状です。

そこでお尋ねいたします。

要旨1、会計年度任用職員の現状について。

職員数や男女比、正職員との割合、勤務形態、職種など、会計年度任用職員の現状についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

会計年度任用職員の現状につきまして、8月1日現在の数値をお答えいたします。

なお、モーターボート競走事業分を除いたものとなります。

会計年度任用職員数は約１６０人です。男女比はおおよそ男性１に対し女性は３となります。人数は、男性は約４０人、女性は約１２０人です。正規職員との割合につきましては、正規職員は約１５０人であるのに対し、会計年度任用職員は約１６０人ですので、ほぼ同数です。若干、会計年度任用職員のほうが多い状況になっております。

勤務形態、勤務割合についてですけれども、全員パートタイム職員でありまして、フルタイム職員はいません。

職種につきましては、事務補助が約９０人で最も多く、残りは学童クラブ指導補助員、看護師、地域おこし協力隊員と様々です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 ５番 萩原 洋子君

それでは会計年度任用職員の１週間の勤務時間、そして、有給の消化率や昇給についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

これにつきましては、１番多い事務補助員の数値でお答えしたいと思います。

１週間当たりの勤務時間につきましては、配置されている所管での勤務形態が異なるため、勤務時間も様々です。具体的には３５時間の方が１８人、２５時間の方が１７人、１５時間の方が１３人など、ほかにも様々な勤務時間の方がおられます。

有給休暇の消化率につきましては、令和５年度では平均で約８１％でした。

昇給につきましては、フルタイム職員には規定がありますが、パートタイム職員には規定がありません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 ５番 萩原 洋子君

要旨２、勤勉手当の支給と適切な休暇の設定についてお尋ねします。

町は６月定例会で、勤勉手当の支給について現在支給していないが、今後は支給するよう準備を進めていく予定と答弁されています。法改正が行われ、既に今年度から支給している自治体も

多いと聞いています。町は具体的な支給時期について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

勤勉手当につきましては、令和7年度から支給するように、準備を進めていく予定としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

勤勉手当、芦屋町は令和7年度からの支給ということで準備を進めているということですが、芦屋町では扶養の範囲で働きたい会計年度任用職員さんが多いと聞いております。仮に来年度、会計年度任用職員数を変更せず、扶養の範囲を希望する会計年度任用職員が扶養の範囲に収まる賃金にとどまるとすると、会計年度任用職員の総労働時間は現状より減少するのではないのでしょうか。

芦屋町の全職員の総数の半数が会計年度任用職員であります。所属の業務量が変わらない場合は、会計年度任用職員の総労働時間はどう変化すると予測されているのか。また、一般正規の職員の方への影響をどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

課の業務量が変わらず、会計年度任用職員の労働時間が減少した場合、その差分の業務は誰かが担わなければならなくなります。そうすると会計年度任用職員を新たに、さらに任用するのか、正職員が担うのか等についての検討が必要となります。ただし所管ごとに状況が違うため、発生する影響についても様々であると考えております。

したがって、その各課での影響を確認し、今後の在り方も含めて検討することについて、現在各課に依頼をしたところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今後、勤勉手当の支給により、扶養への影響についての説明なども行われるのではないかなと

思います。会計年度任用職員の方の1週間の勤務時間では、35時間という方もおられました。もしかしたら勤務時間を増やし、扶養を外れて働きたいと考えられる方もおられるかもしれません。これを機に業務や業務時間の見直し、そして一般の正規職員の負担増に、この制度改正がつかないように、ぜひ対処していただきますよう申し添えます。

会計年度任用職員の休暇について、次はお尋ねしてまいります。

特別休暇の定めはあるものの、一般職員や任期付職員にはある忌引休暇・夏期休暇はございません。既に遠賀郡内の3町でも忌引休暇が設定され、国も令和4年1月会計年度任用職員の休暇について、国の非常勤職員との権衡を失しないよう、適切な配慮が払われるべきと通知しています。

既に国の非常勤職員の方も忌引・夏期休暇がついております。会計年度任用職員の適切な休暇等の設定について町の見解と、芦屋町でも忌引・夏期休暇を設定するお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

忌引や夏期休暇は特別休暇の一種であり、一定の合理的事由が存在する場合に、その職員に認められる休暇です。忌引や夏期休暇は市町村の条例等によって与えられるものですから、国の通知や近隣の自治体の状況等を踏まえながら、適切に判断した上で対応すべきであるものと考えております。

現時点では明言はできませんが、設定については繰り返しになりますが、国の通知や近隣の他の自治体の状況等を踏まえながら、適切に判断した上で対応したいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

国の通知についてももう設定をするべきだと私も思いますし、あと近隣の状況につきましても、今ないのが芦屋町であることで考えれば、今の御答弁は当然前向きな決定につながっていくんじゃないかなと思っております。

それと遠賀郡内の3町の中でフルタイムのみ忌引休暇を設定している町もございます。先ほどうちの町の会計年度任用職員さんの勤務形態を聞きましたら、フルタイムがなしということでした。なので、もし新たな休暇設定を町が設定する場合は、フルタイム、あとパート、ともに設定いただきますよう申し添えます。

最後になりました。

働きやすい環境を整えることは働く方にとって重要です。休暇だったり、あと給与だったりですね。そういうことで、優秀な人材を確保することにつながってくるのではないかと思います。それがひいては、住民サービスの向上につながると思います。今後、会計年度任用職員さんの処遇改善が進むことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。

なお、11時より再開いたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に9番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。

件名1、副教材費の完全無償化について読み上げますが、少し表現が変わっていますので、御了承ください。

わが町は、芦屋の子どもは芦屋で育てるとのキャッチフレーズの下、給食費半額補助、交通費半額補助など、他町に比べて先進的な取組を行ってきました。さらに、さきの6月議会で給食費完全無償化の議案に対し、芦屋町議会は満場一致で可決し、9月より給食費完全無償化となりました。大変喜ばしいことであり、私は無償化を提案し続けてきた者として、保護者の皆様と共に喜び、芦屋町の先進的な取組を大いに評価するものです。

しかしながら、小中学校の児童生徒を持つ保護者が負担する費用には、様々な副教材費、社会科見学代、学級費、PTA会費などがあります。私は、保護者から義務教育なのにどうしてこんなに費用があるのかと、驚きの声を聞いてきました。授業で日常的に使用されている副教材費は今なお、保護者には重い負担としてのしかかっているのです。議場におられる皆さん方も経験があるのではないのでしょうか。

義務教育は無償とするという憲法26条教育基本法の理念に従えば、当然無償化すべきものと考えます。

御手元に配付しています山鹿小学校の校納金徴収一覧表に、教科ごとに記載されているドリル・

テストなどの教材費、さらには学校に納める校納金は様々あります。どうぞ御覧ください。表のほうには徴収金のお知らせ。大体1年生ですけど、2年生3年生も金額が変わりません。2万1,000円ですね。PTA会費なんかも——。こちらのほうを見ますと、細かに教材費一覧表というものがあります。国語、算数、生活、図工、その他ということで、1万7,040円と。

このような多大な金額を私の子供たち3人、芦屋小学校、中学校お世話になりましたけど、払ってきたんだなあをつくづく今考えています。

ところで質問ですが、小学校6年間で使用する副教材費の合計金額は。また中学3年間で使用する副教材の合計金額。それぞれ出してもらって合計金額をお知らせください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

令和5年度の実績に基づきまして、各学校で確認した内容に基づきお答えさせていただきます。

なお、各学年の副教材費の合計額でお答えいたしますので御了承ください。

まず小学校です。6学年分の合計で約11万円です。中学校は3学年分で、合わせて17万7,000円ほどとなります。合計いたしますと、18万7,000円ほどとなります。

以上でございます。

失礼しました。中学校の実績につきましては、3学年分で7万7,000円ほどでございますので、小中学校の合計といたしましては18万7,000円ほどとなります。

失礼いたしました。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

では副教材費以外の校納金の内容はもういいです。このプリントがありますからね。

だから小中学校の9年間の校納金の総合計は幾らでしょうか。PTA会費とかありますね。スポーツ振興センター、それからPTA、スポーツですね。はい、お願いします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

これにつきましても、令和5年度の実績に基づきお答えいたします。

小中学校9年間に各学校が徴収している校納金で、副教材費以外のものとしては4つあります。資料のとおりでございます。PTA会費が9年間で約2万6,000円。小学校の学級費が6年間で約1万2,000円。中学校の生徒会費が3年間で約1万円、修学旅行の積立金などが小学

校中学校合わせて約１０万円です。副教材費を含めた校納金は９学年分の合計で約３４万円となります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 ９番 妹川 征男君

ありがとうございます。そうしますと約３４万円ですが、２人兄弟とかですね、３人兄弟がいればかなりの金額が負担されるということです。

では４番目になりますが、全ての児童生徒の副教材費を完全無償化した場合に、これ要保護者、準要保護者、就学制度がありますけど、そういう方は除いて幾らぐらいになるか、ないしはもう合計してでも結構です。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

これも令和５年度の実績額に基づきお答えいたします。

小学校分では約１，２００万円、中学校で約９００万円、合計で約２，１００万円です。このうち、先ほど議員から御指摘いただきました町の就学援助制度により、小学校で約２９０万円、中学校で約３７０万円、合計で約６６０万円を支出していますので、差引きすると小学校分で約９１０万円、中学校で約５３０万円、合計で約１，４４０万円の予算が、新たに必要となる計算となります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 ９番 妹川 征男君

そうなりますと、就学援助の子供たちは国なり、別に予算化されておりましたから、結局は１，４４０万円の予算があれば、いわゆる副教材費無償化が達成できるということでいいわけですね。では県内で、無償化している自治体はございますか、つかんでありますか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

これはあくまで学校教育課で調べた結果でございますが、県内各自治体確認しましたが、学校副教材費及び給食費を同時に補助しているという自治体は確認できておりません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

あれ、久山町はどうだったんですか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

久山町におきましては、久山町で学校教育費の負担軽減措置ということで要綱がございます。それを参考に、久山町教育委員会に確認いたしましたところ、その要綱はあくまでも、町として予算化するものと保護者負担とするものを明確化するために要綱化したものということでございまして、内容につきましてはごく一般的な予算構成となっております。そのことを確認しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私のほうから、先進的な取組をやっている自治体を幾つか紹介いたします。

1つ目は、人口13万人の神奈川県海老名市の教育委員会に確認しましたところ、平成27年度の「こどものとし」に合わせてスタートしたそうです。これまで小中学校の1年生を支援対象としていましたが令和6年4月、今年度から対象を全学年に拡大したといひます。

ドリル、単元末ワークテスト、実験器具、調理実習などの教材費を完全無償化し、また使用頻度が低い柔道着や彫刻刀は市費で購入し、学校管理とし、ポロシャツや運動用のTシャツや短パンは基本的な仕様に沿っていれば自由とし、値段も含め保護者が選択できるようにしています。使い道が透明化されれば負担の納得もできるという意見が多く、入学時などに保護者に必要な経費について説得しているとのことでした。

2つ目は、人口43万人の東京都品川区に問い合わせいたしましたが、昨年、全区民を対象に行ったアンケート調査で子育て支援を求める声が大きかったことから、物価高騰が進む中で子育て世帯の負担を軽減する必要があるとして全額無償化するに至りましたということでした。

3つ目は、人口40万人の大阪府豊中市の教育委員会に問い合わせたところ、子育て施策として議会に提案したそうです。教育委員会が提案したそうです。ちなみに子供は3万人。修学旅行費は以前より公費負担としていましたが、本年4月より完全無償化の運びとなったということです。

保護者の経済的負担を軽減することで、子供たちが安心して学校行事に参加し、誰も取り残さない学びへのアクセスを可能にしています。

小さな自治体を紹介いたしますと、山梨県早川町人口1,000名です。児童生徒は60名と小さな町ですが、2012年から、12年前から無償化しているということでした。

長崎県香焼町ですが、以前、前回の議会で答弁されていましたが波多野町長さんが、この施策をやってみたらどうかという私の提案に対して、他町との兼ね合いがあって苦慮しているとの発言がありましたね。そのときの香焼町の町長さんいわくは、少子化対策は国や周辺自治体の出方をうかがわず、各自治体ができることを率先してやるべきだ。各自治体が将来の日本の子供を育てるという大きな意識を持たないと、いよいよ手後れになると懸念し、実施に踏み切ったと言われています。残念ながらこの町は合併により消滅しています。このように、現在人口の大小にかかわらず、無償化は徐々に進んでいるのです。

また国会においても御存じのように、政党を問わず、教育の無償化の声が高まっていることは御承知のとおりだと思います。

課長に問いますが、文科省初等中等教育局長名で発出された学校における補助教材の適正な取扱いについてという通知がありますが、これについて説明をしていただきたいと思います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

今、議員御指摘いただきました学校における補助教材の適正な取扱いについてという通知でございますが、これは学校で使用する補助教材の適正な取扱いを促すためのガイドラインとして示されているものでございます。この通知文の一部を引用して答弁させていただきます。

まず、補助教材の使用についてということでは2つございます。

1つ目は、学校においては、文部科学大臣の検定を受けた教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、いわゆる教科書のことでございますが、教科書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができるということが示されています。

なお、この補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれることということです。

それともう1つ、各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であることとうたわれています。

そして、補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項ということで、いろいろ書いてあるんですけれども、その中にある表現として、補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意することと記載されております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9 番 妹川 征男君

今、読んでいただいてありがとうございます。文科省の通知には今読んでいただいたように、「購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は」としか書かれていませんね。補助教材費の負担者は保護者であると書かれている法律はないのです。

そこで私が文科省に確認したところ、これは各自治体の各教育委員会の判断で決めればよいとされていると。例えば給食費の公費負担をめぐって、食材費は保護者負担と学校給食法に定められていますが、これは各自治体が判断するという国会答弁によって、給食費無償化の自治体が広まってきたという経緯があります。我が町もこのたび給食費の無償化が達成されましたが、今後は国が、全国一律無償化すべき責務が問われているところです。

このように保護者負担であるという法律はないと、通知はあるけれど。では何があるかというと、日本国憲法第 26 条第 2 項には、国民が国家に対して適切な教育の場を要求する権利がある。全ての国民は法律の定めるところにより、それを保護する子女に普通教育を受けさせる義務がある。義務教育はこれを無償とする。ということであれば義務教育でありますから、これは無償とすべきだというように考えられます。

学校では学力向上と教育の質を高める副教材を積極的に利用していますが、全くと言っていいほど教科書と同じ扱いにすべきです。物価の高騰化が進む中、副教材費も高額化しており、家庭の負担は増えています。子育て世帯を支援するための副教材費無償化は少子化対策にもつながるのではないのでしょうか。子育てナンバーワンを目指すためにも、無償化を進める必要があるのではないのでしょうか。

町長と教育長の見解をお聞きますが、私は平成 29 年 3 月議会及び令和 5 年 3 月議会において、副教材は無償化すべきだと提案してきました。令和 5 年 3 月議会では、町長は政策会議にかけ、前向きに検討するとの答弁をされました。それから 1 年半が過ぎましたが、町長、義務教育は無償とするとの憲法の理念に基づき、勇断をもって給食費完全無償化を実現されました。その勇断をもう一步進めて、副教材費の完全無償化を進めていただきたいのです。

町長、御答弁お願いいたします。

○議長 内海 猛年君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

まず教育の問題ですから、私のほうから先にさせていただきます。

今、各学校が使用している副教材、これは学校学年により内容が異なっております。もうこれは妹川議員お調べになって、学校により、あるいは学年により当然副教材費の徴収金額が違うということはもう御存じだと思います。

そこで町が一律補助を行うということに対しては、公平性の観点から問題があるのではないのかなというのが私の見解でございます。

現時点では、町が副教材について一律で補助をすることは考えていませんが、妹川議員おっしゃったように、国、それから県、他自治体の動向に注意していきたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

教育長のほうから答弁されておられたように、町として副教材費について一律で補助するということは考えてはおりません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

学年によってというか、小学校が3つありますね。だから僅か金額の違いありますが、例えばこの教材費がこの資料にありますように2万1,000円、教材費は山鹿小学校の場合は1万7,040円ですね。東小は大体これぐらいなんですよ。だったら例えば1万5,000円だけでもね、全額とは言わなくても1万7,000円のうち1万5,000円とか、ないしは半額とか、取りあえずそういう形をとってもいいんじゃないですか。

今言われたように、公平性とかいうことで回答を逃れられるんじゃないかと、ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 内海 猛年君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

私の考え方は今申したとおりでございます。

芦屋町は他町に比べていろんな特色ある教育活動に対して、町長の御理解、あるいは町長部局の御理解により、様々な特色ある活動を行っております。例えば、英検の全額無償化であるとか、あるいはオーストラリアホームステイ事業等々にも補助を出していただいております。そういった件も含めて、また学校が様々なトラブルに巻き込まれたときに弁護士さんに相談できるように学校サポーター、学校弁護士さんも町議会の協力を得ながら芦屋町独自の教育活動の中に含めさせていただいていると。そのような様々な教育活動に町の御支援をいただいております、9月から給食費の無償化に踏み切ったところであります。

したがって、今現在、副教材について何か補助と言われても、分かりましたということはなかなか申し上げにくいと思います。もう理由は先ほど申したとおりでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

副教材費は教科書と同じような取扱いで授業をやっているわけですよね。だから教科書と同じもんだと思えば教科書は無償ですから、今おっしゃったようにね、前回の町長は課長会議にかけてというか政策会議にかけて、前向きに検討すると言われて1年半になりました。ぜひ前向きに考えていただいて、せめて半額だけでも3分の2でもいいですから前向きに考えていただきたいと思います。

では2件目にいきます。

老人憩の家廃止について。

町は昨年9月議会において、老人憩の家廃止案を唐突に発表されました。本年2月に老人憩の家の3か所で、この廃止案を納得していただくためとして利用者説明会を開催されました。しかし参加者からは疑問、異議、反対の声が多く出され、納得していただける状態ではなかったと町は認めています。町は町民からの要求で7月に2回目の説明会を開催しました。

そこで伺います。2回目の利用者説明会の反応はいかがでしたでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まず、事実として訂正させていただきます。2回目の利用者説明会は、町民からの要求により実施したものではありません。1回目の説明会で利用者の方からいただいた意見を当初は書面によって回答を作成し、各老人憩の家に貼り出す予定にしておりましたが、より丁寧に回答したほうが良いだろうと考えまして、2回目の利用者説明会を開催したものでございます。

参加者につきましては、寿楽会館が13人、鶴松荘が2人、山鹿荘が11人の合計26人であり、1回目の説明会が56人でしたので、半数以下となっております。

さて、御質問は2回目の利用者説明会での反応はとのことですので回答いたします。

現在の利用者を対象にした廃止の説明会ですので、廃止してほしくないと思っている方が参加しているものだと思います。よって御意見もそのようになっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

町民の利用者の方々の怒りの声というか、納得していただけないような意見がありましたが、どうでしたか、納得していただきましたか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、説明したとおりです。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

内容を少し説明いたしましょう。私も参加いたしておりますので。1回目と同じような内容でしたけど。

廃止を誘導するようなアンケートではなかったか。しかもなぜ18歳から取ったかとか、廃止案を利用者だけに知らせるのではなく、町民の意向を聞くために広報に投げかけるべきではないか。このような説明会は次はあるのか。いいえ、ありませんとのあなたの回答で、ない？町民を愚弄していると怒りの声がありましたね。そういうところを課長はどのように受け止めたのかなと思うんですけどね。

では、2番目に行きます。

町長が出席しなかったことについての参加者の反応はいかがでしたか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

1回目の説明会におきまして、確かに町長から説明をしてほしいとの御意見がありましたが、当時からそのようにするとは言ってはおりません。老人憩の家は現在の施設の老朽化の度合いが

ら、今後の存続が難しいと考え、福祉課が廃止の提案を行い、役場内の協議を経て町長の承認を受けて、町の案として廃止の決定となっております。

仮に町長が説明会に出席したとしても、老人憩の家の存続の可否をその場で決めるものではないと思います。出た意見については持ち帰り、役場内での協議を要するものであります。

よって、施設の責任者である福祉課で説明会を行ったものです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9 番 妹川 征男君

会場の中からですね、2月の説明会の中で、1回目ですね。参加者から町長が出席し、廃止に至る経緯を直接説明すべしという強い意見と出席要求がありました。なぜ町長は今回も出席しなかったのか。町民をなめているという抗議にも似た発言がありました。

町長をはじめ、役場内で今後どう対処するのか。説明会で課長が言うには、自分は老人憩の家廃止のための説明権限はあるが、廃止の見直しや多世代の複合施設の設置、財政上に対する説明権限はない。など、言い訳がましい回答ばかりであった。であれば決定権がある町長が出席して説明すべきではなかったか。また企画政策課長や財政課長が直接に説明しない限り、この問題は解決しない。というような利用者の意見と不満の声が多くあったんじゃないでしょうか。

責任ある回答ができない課長では話にならない。町長から直接話を聞きたいという意見がありましたが、町長は公約で建て替えを検討すると、町民に約束した当人ではないか。

町長に伺います。

この点について、今利用者説明会1回、2回目について非常に不満の声が高まっていますが、町長、このような状況についてどう思われますか。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

説明会ですかね、私が欠席したということでのお話をされているようですが、私は欠席しようとして出席しようとしてですね、それはもう私が右といえば右、左といえば左っていうような、そういうような話合いではなく、それぞれみんなの意見を集約した中で結論を出すという大事な会議でございますので、それは担当者に全てお任せしたということが現実でございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、町長が言われたように右の左のことではなくて、そういう利用者説明会の雰囲気をやっぱり聞く必要があるんじゃないですか。これが住民参画のまちづくりの状態であり、町民の声を聞いて、それを受け止めて、そしてそのあとに政策会議なりいろいろなところにかけて判断すればいいのに、それを全部ね、上意下達のようにして任せてしまうということは余りよろしくありませんね。では、もういいです。

次、3番です。3月議会で問題提起、意見した内容について言います。

私は4点について問題提起いたしました。しかし時間がなかったため、町長及び課長からは明快な回答ができなかったと考えています。これは3月議会のことを言っています。今回再度問うものです。

町の廃止する理由として、課長は令和4年度の実施アンケートの結果である。2番目、今後の利用意向が少なかったこと。3番目、将来の人口減少から見て、現在所有している公共施設で足りること。4番目、将来にわたる財政負担が大きいと答弁しています。

そこで財政上の問題について担当課長及び町長にお聞きしますが、老人憩の家の建て替えは平成18年から財政シミュレーションの大型事業一覧に毎年表示されています。それから既に18年が経過しているにもかかわらず、その間に新たに芦屋中央病院、芦屋釜の里の建て替え、現在芦屋港のレジャー港化といった大型プロジェクトが進行中です。老人憩の家は毎年取り残され続け、挙げ句の果ては老人憩の家は廃止すると、どう考えても矛盾しています。利用者や、しかも議会をないがしろにしているのではありませんか。

老人憩の家の必要性がないということか、それとも財政上に問題があったのか、投資の優先順位の判断基準は何か、その点について担当課長にお伺いします。担当課長。財政課か企画政策課長でしょう。お願いします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

それでは財政課のほうからは、財政シミュレーションについてお答えいたします。

まず、この財政シミュレーションは毎年作成を行っており、9月議会の全員協議会において議員各位にも御説明をさせていただいているところです。

この財政シミュレーションにおける大型事業につきましては、実施計画に計上されている事業のうち、原則として総事業費が1億円以上と見込まれる事業を掲載しており、シミュレーションへの数字の反映につきましては、基本的には実施設計等を行い、事業費が積算された段階としております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9 番 妹川 征男君

そうですね、実施設計までね。

老人憩の家の基本構想は作成されて、そのあと実施設計ということになっていくんでしょうけど、それほど老人憩の家というのは必要性はないという判断なのか。そこを非常に問題意識を持っておられるのかなあと思っています。

そして私が思うには、初期投資と将来の維持管理の財政負担、これも考えられると思いますが、当然そのことは考える必要があるでしょうけれど、地方自治法がいう住民の福祉の増進の視点からいえば、住民の福祉の増進にどれだけ寄与すると見込まれるのかが判断基準になるのではないのでしょうか。ハードの箱物やソフトの物を執行する場合にあっても、その目的は何か。その重要性の程度はいかほどか。投資が目的達成にどれだけ役に立つのか。財政の健全性を損なわない範囲での投資だと言えるのかを考慮して、最終的にはどれだけ町民にとって価値あるものなのか。その価値は芦屋町の無形・有形の資産を形成するのかといったことで判断することが求められているのではないのでしょうか。

智田課長は公平性の問題と度々説明されてきました。例えば、福祉バスの維持管理費として毎年約1,980万円を計上して運営されていますね。無料バスであるため、ただです。一方、自家用車を利用している高齢者はガソリン代を払っています。一方はただ、他方はガソリンを買っているからといって公平性に欠けるという不満の声がありますか。教育や福祉施設の投資について費用対効果を論じるべき内容ではないと思うのです。老人憩の家も福祉という視点から同じことが言えるのではないのでしょうか。

この点について、町長に伺います。町長に伺います。

○議長 内海 猛年君

副町長。（「もう副町長はいらんです。議長。前回も町長と指名したのに副町長が答えた。全然、私の質問の回答になっていません。やめてください。町長です。やめてください。なら、どなたか課長をお願いします。町長が駄目なら課長でいいです。なら課長でいいです。」と呼ぶ者あり）

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今の御質問がですね、ちょっと今挙げましたのであれなんですけど、福祉の必要性というところで言いますと、昨年の9月に議員の皆さんに全員協議会で説明した資料の中にも書いてあった

んですけども、老人憩の家設置当初である昭和40年代から各家庭にお風呂が当たり前のよう
に設置されている住環境の変化や高齢者の余暇活動の多様化などにより、必然的に利用者が減っ
てきているものであります。これはアンケートの自由記入欄からも、家にお風呂があるので利用
しないという回答があったことから確認できております。

先ほど公平性の観点というところもお話ありましたが、こちらアンケートのほうで近所の人
のためだけの施設であるとかいう意見もあります。先ほどそんな話を聞いたことないと言われて
いましたけど、そういう意見も我々聞いているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

もう少し前向きな回答をしていただきたいのですが、全然この福祉責任者として真っ当な回答
ではありませんよ。

次に行きますが、財政上の問題として2つ目ですが、私が3月議会で財政上の件で問題提起を
しましたが、検討し審査されましたか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

申し訳ありません。どのような3月議会の御指摘だったか再度お願いできればと。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

事前にちゃんと saying いたじゃありませんか。これはですね、利用者が入場料を支払った場
合——、入場料の概算収入と費用について試算し、私は説明しました。会議録をちゃんと見てく
ださい。

アンケート項目に建て替える場合2か所が、芦屋町と山鹿のほうが多かったんですね。それで
その場合200円の入場料掛け300日、そして大体200人ぐらい来られるだろうと。そして
300日、そして200円、少なく見積もっても入浴料は1, 200万円の収入になると。町が
社協に支出している人件費、維持管理費は2, 500万円ですから、2か所であれば3分の2で
済みます。しかも入浴料収入があるから、指定管理料は大幅に減額となります。また初期投資は
数億円かかっても、新築であればランニングコストが低額で済むではありませんか。

このようにして、財政上の問題はかなり解消するのではないかと問題提起しました。

改めてこの点について、町長の見解を聞きたいのですが、いかがですか。副町長、答えなくていいですよ。もう分かりました。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

はい、では答えさせていただきます。

まず将来にわたる財政負担っていうところを理由の1つとしておりますが、新たな建物を建設する場合はその必要性も考えなくてはなりません。アンケートの結果の多くから住民が望んでいるのは、お風呂のある小さな施設ではありません。公民館などの機能と複合化した施設は費用が大きくなるので、縮小したものを建てたらいいというものでもございません。

また利用料についても、3月議会において妹川議員は、アンケートでは利用したい人が11.5%いるので、60歳以上でいえば576人、年間300日の稼働で17万人いる。実際の利用は毎日利用しない人もいるが10万人見積もれると言われておりますが、令和5年度の実際の利用者は年間1万3,000人です。鶴松荘のお風呂廃止を理由にその減少を挙げられるかもしれませんが、鶴松荘を利用している人は今、寿楽会館や山鹿荘を利用されております。また、曜日ごとに男女を分けていることも理由に挙げられるかもしれませんが、仮に倍にしたとしても2万6,000人です。

この現状から年間10万人を想定することはちょっと無理があるのではないかと思います。利用料を取ったとしまして、100円で260万円、200円で520万円です。管理料を賄える金額ではございません。将来的に財政負担が生じることには変わりはないのかなと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私の質問をねじ曲げてね、そういう回答するんですか。これは新築した場合の話ですからね。そういうところを考えてください。私の質問はそういう回答では納得できません。

それで課長は議会や利用者説明会で老人憩の家に関する問題であるのに、わざわざ多世代型複合施設の件を持ち出し、初期投資は8億円です。維持管理費が将来の想定経費は10年で13億円、20年で18億円、30年で23億円と、とんでもない金額をはじき出して財政負担が大きいことを強調し、多世代型複合施設も無理であると説明してられましたね。

一方、説明会ではこの点について利用者から聞かれると、企画政策課、財政課の範疇であるので、課長が回答できないとちぐはぐな答弁をしておられました。

老人憩の家に関するアンケートでありながら、なぜ多世代型複合施設の件を持ち出してきたのか。このことは福祉課の権限を逸脱したものであり、福祉という視点から外れた、まさにすり替え論法であったのではないかと。福祉課長にお聞きしたいけれど、もう時間の関係で、次回に回します。

令和４年のアンケート結果ですが、老人憩の家基本構想を作成する時点では、令和２年度のを参考にされたと思うんですね。ところが基本構想を作った２年後に、令和４年にまたアンケートを取った。なぜそのようなことをされたか簡単に説明ください。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

はい。こちら説明会のほうでも説明しておりまして、過去にも議会で答弁したことがあると思いますが、令和２年度のアンケートでは、老人憩の家は必要ですかと聞いた問いに対して、必要ですというような回答が多かったです。その後の設問で老人憩の家を利用しますかと聞いたところ、いや自分は利用しませんという声が多かった。その辺で欲しいけど使わないということで住民の意見が一致してない場面がありましたので、令和４年度ではそこを再確認しようということで取り直したところでございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 ９番 妹川 征男君

大体老人憩の家の利用は６０歳以上でしょう。２０代、３０代、４０代の人たちは今は必要ありませんし、第一入れないじゃないですか。その辺は検討したんですか。いやもういいです。それで、老人憩の家は必要であると４６％があったと思うんですけど、なぜそれに従って進めなかったんですか。なぜ１８歳からのアンケートですか。

令和４年のアンケート用紙に、現在の老人憩の家の建物は老朽化し、バリアフリー化されておらず、狭い駐車場、高齢者の介護予防等の拠点として利用するのが難しいなどとした説明書をわざわざ設けて必ず読むことを要求し、そして現在の老朽化した３か所の老人憩の家にあなたは今後利用したいと思いますかという枕言葉を挿入したアンケート項目に対して回答を求めています。なぜそのような説明書きとバイアスのかかった質問項目にしたんですか。誰が考えたんですかこんなこと。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まず誰が考えたのかというところですが、福祉課のほうで原案を作成しております。

今、妹川議員が言われる老朽化したという枕言葉をつけてということで、確かに老朽化したという言葉は質問項目に記載する必要はなかったと思いますが、その後の回答で利用したいと思わない理由を聞いております。

その回答では、老人憩の家に興味がない、自宅に風呂があるので利用する必要がない、老人憩の家が自宅の近くにない、趣味や仕事などほかにやることがあるなど、老朽化とは関係ない回答結果となっておりますので、回答した方の大多数は質問の意図を理解していただいたものと思っております。

またそのほかにも老人憩の家の在り方を見直す場合に、どのような施設がよいのかと。あと、町内に設置する希望箇所数、新しい建物に必要な機能、浴場の設置の希望なども聞いておりますため、妹川議員よく言われますが廃止を前提としたアンケートではなく、まず住民の意向を聞きたいということでアンケートを実施しております。

結果、老人憩の家は廃止という町の案になっておりますが、頂いた御意見は将来公共施設を建て替える必要性が生じたときには参考とさせていただきたいと思っております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そのようにね、福祉課長として老人の方々に寄り添うようなことを考えれば、そういうマイナス思考的な考えにならないと思うんですよ。バイアスのかかったというか、そういう廃止に向けた方向に向かうような誘導的な質問バイアス、廃止の結論に導くためのアンケートであったことはもう利用者だけでなく、誰が見ても一目瞭然です。おかしいということ。

その結果、87%の方が利用しないという結果になるのは当然のこと。なんで18歳からですか。廃止の理由づけに、現状の施設の利用を望んでいないと一方的に解釈し、さらに現状の老人憩の家は大多数の町民にとって、魅力や必要性を感じられない施設になっていると結論づけていましたね。

町長、質問しますが、このような問題点がたくさんある中で、令和4年に実施したアンケートについて御覧になりましたか。吟味されましたか。お聞きします。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

アンケートは読ませていただきました。その内容はもう妹川議員御存じと思うんですが、その中で町が施設を整備するに当たって、日常の入浴で利用するための浴場を整備した場合、あなた

は利用しますかと。アンケート、これ御存じですか。

それはちょっとまとめて表ができていますので、その結果、毎日利用すると思う５．８％、たまには利用すると思う２７．９％、ほとんど利用しないと思う３４．３％、利用しないと思う２９．８％。ほとんど利用しないと思う、利用しないと思う、合わせて６４．１％、両方ですね。無回答が２．２％。毎日利用すると思う、たまには利用すると思うと回答した理由は、レジャーとしての入浴、他者との交流、経済的・身体的負担の軽減ということで、いろんな理由は書かれておるわけですが、ほとんど利用しないと思う、利用しないと思うと回答した理由についてはですね、これは大事なことです。

自分のところに、そこに入らなくても自宅に風呂があるから行く必要がないと。それから、いろんな人間やからでしょうね、それぞれ交流があるんでしょうけど、自宅に風呂があるから。それから他人の目が気になる。他人と一緒に入浴したくない。風呂ぐらいは１人で入りたいという気持ち。それからもう１点が、衛生面が気になるということが１１人ということで、こういうようにアンケートの結果が出ておりますので、そういうアンケートを主にして今度は行政とすれば、それをローリングしていかなくちゃいけないかと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 ９番 妹川 征男君

もう少しアンケートの中身をゆっくり読んでいただきたいと思います——。会場で説明会では老人憩の家に関するアンケートでありながら、１８歳から取り、しかもバイアスがかかった令和４年のアンケートは廃止に向けたアンケートであり、公平・中立性に欠け、しかも枕言葉を巧みに使っているという利用者の疑問の声に対して、課長が説明会の場でアンケートの項目について誤解が生じた、また問題があったと認め、申し訳なかったと反省の言葉を述べましたね。間違いないですね。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

先ほど答弁したとおりでございます。老朽化したという言葉は必要なかった、それはなかったとは思いますがということで言いました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

要するにアンケートの項目はそれかもしれませんが、誤解を生じた、また問題があったと認め、申し訳なかったと反省の言葉を述べられましたね。

町長に問いますが、利用者からアンケートを取り直すべきとの大きな声が上がりました。この点について、町長の意見はいかがでしょう。取り直しなさいと、課長は謝罪したんですよ。申し訳なかったと。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

それではお答えさせていただきますが、想定質問という形の中です。

老朽化したという言葉を外してアンケートを取り直すべきではないかというようなことなんです。回答として、利用したいと思わないとの理由で老朽化のことは意見にないため、単に老人憩の家は必要ないとの住民意見が多数と判断しています。

また、自由意見からも廃止に肯定的な意見が多かったのも事実です。既に必要はないと意見を言っている人に対し、何度もアンケートをするわけにはいきません。そういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

令和4年のアンケートには、既存の建物を建て替えるときになった場合は町内に何か所の施設を整備するのが妥当だと思いますかというアンケート、クエスチョン6ありますね。現状と同じく町内3か所に整備すべき74人、そして山鹿・芦屋の2か所に124人、町内1か所に集約して137人。515人のアンケート回答者に対して359名の方々が建て替えてほしいという意見があるじゃありませんか。そして建て替えて、20代の人も建て替えてほしいと思っても自分たちは入れないんだから。でも、自分たちが60代になったときに入れる場所が欲しいわけですよ。そう考えてほしいです。なぜそういう前向きな回答にならないでしょうね。時間がもう差し迫っています。

芦屋町公共施設等総合計画による床面積25%の減についてですけれども、もうこれでもそうですね、25%の目標設置に達成したいということですけど、現在の老人憩の家3か所を2か所にした場合は、床面積は何%削減されますかという問いに対して、あなた55%と言ったでしょ？覚えてありますか。25%どころじゃない。55%って答弁されました、覚えてありますよね。

これも廃止の理由にはなりません。時間がありませんからこれについては次回に回します。

そして利用者の減少について、廃止の理由について利用者の減少が挙げられました。これについても男女別の利用にしたこととか、寿楽会館と鶴松荘において設備等の故障によるものと、もっともあってあるでしょう。ボイラー補修で休館中、煙突補修、浴室タイル、様々なものがある。それにコロナ感染でもってね、説明したわけですけど。

今回、町が打ち出した廃止騒動といいましょうかね。いろいろな議会だよりとか出ましたから、初めてですね、老人憩の家があるということを初めて知ったと言って3人の方が今見えられていますよ。どれだけ老人憩の家に関する新規利用者の獲得取組をしたのかなと思いますが、これも次回に回します。

そして最後に町長が行うマニフェスト及び施政方針の目的ですが——、町長、最後になります。すいません。恐れ入りますけど、配付しております町長の施政方針の資料を読んでいただけないか。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

過ぎとうけど、いいですか。(妹川議員の提出資料、令和元年6月及び令和2年3月議会での町長の施政方針の読み上げ)「それでは、まず、町長選挙で立候補をするに当たって掲げさせていただきましたマニフェスト8項目について所信を述べさせていただきます。1点目は、福祉・健康・医療など暮らし満足度を向上させるための暮らし満足度アップ戦略でございます。福祉につきましては、支えあい、いつまでも健康で、いきいきと生活できるよう、在宅医療や介護の充実に努めるとともに、地域交流サロン事業や介護予防事業の推進、障がい福祉サービスの充実に図り、町民の皆さんの幸せにつなげてまいります。」そして、「また、老人憩の家の建て替え計画の策定を進めるとともに、老人クラブ活動の支援事業を進めてまいります。」最後に、「また、老人憩の家の見直しに向け、令和元年度に策定を予定している老人憩の家基本構想で示す複数案を基に、最終的な案の絞り込みを行ってまいります。障がい者福祉につきましては障がい者に対する福祉施策を進めてまいります。」。

○議長 内海 猛年君

時間になりましたので、以上で妹川議員の一般質問を終わります。

終わります。(「最後に言わせてください」と呼ぶ者あり)

いやもう時間になりましたから終わります。(「議長、ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。そこを言わせてください。」と呼ぶ者あり)

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 0 時 03 分散会
